
企業会計基準委員会の活動状況 国際対応の状況

本資料の目的

1. 本資料では、第 47 回企業会計基準諮問会議（2023 年 3 月 1 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、国際対応の状況について報告する。

国際対応の状況**のれんに関する IASB 及び FASB の審議の状況****（IASB における検討状況）**

2. 第 47 回企業会計基準諮問会議では、2022 年 9 月の IASB ボード会議において、企業結合の目的とその達成をモニターするための指標及び目標、企業結合後の実績等の開示を提案していくことが暫定決定されたことを報告した。また、2022 年 11 月の IASB ボード会議において、のれんの会計処理について減損のみアプローチを維持することが暫定決定されたことを報告した。これを踏まえて 2022 年 12 月の IASB ボード会議で、IASB は、本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加することを決定した。本プロジェクトの目的は、企業結合について、合理的なコストでより有用な情報を財務諸表利用者に提供することとされており、この目的を達成するため、今後の会議では、IASB は次に関して決定を行う予定とされた。

(1) 企業結合に関する開示要求の詳細

(2) のれんを含んだ資金生成単位についての IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの有効性の改善及び適用の簡素化についての予備的見解

3. 2023 年 1 月から 5 月の IASB ボード会議では、前項に従い(1)及び(2)に関する議論が行われている。

（FASB における検討状況）

4. 第 47 回企業会計基準諮問会議の後、状況に変化はなく、2022 年 6 月 15 日

のボード会議で、プロジェクトの方向性を議論し、当該プロジェクトの優先度を下げ、テクニカルアジェンダから除く暫定決定を行った以降、ボード会議でのれんについての議論は行われていない。

基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）に関する IASB の審議の状況

5. IASB では、公開草案「全般的な表示及び開示」に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われている。
6. 2023 年 1 月の IASB ボード会議では、2022 年 10 月から 11 月にかけて実施した的を絞ったアウトリーチのフィードバックが報告された。また、同フィードバックを踏まえて、今後再審議する項目としない項目とを整理した再審議計画が決定された。
7. 2023 年 3 月の IASB ボード会議では、前項の再審議計画に従って主として以下の項目について再審議が行われた。

区分及び小計

- (1) 特定の主要な事業活動（金融資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供）を有する企業に対して、本来は投資区分又は財務区分に分類すべき収益及び費用を、営業区分に分類するという特例を設けることが再確認され、その詳細が暫定決定された。
- (2) なお、ASBJ が主張している「営業区分を積極的に定義する」という点は棄却されたままで、再審議の対象とはなっていない。

経営者業績指標（MPM）

- (3) IASB は、MPM の識別に関する作成者の主観性への懸念に対処しつつ経営者の見方に関する適切な判断が可能となるように、2021 年 11 月の IASB ボード会議において、財務諸表外での一般とのコミュニケーションに含めた収益及び費用の小計は、企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を表しているという反証可能な推定を設けることを暫定決定した。2023 年 3 月の IASB ボード会議では、どういった場合に反証可能となるかに関する適用指針をさらに開発することが暫定決定された。
- (4) なお、MPM については、ASBJ は「MPM は、IFRS 会計基準に基づく業績指標に限る。換言すれば、現地会計基準に基づく業績指標は MPM の対象外である。」と主張してきた。このようにしないと MPM と IFRS の財

務諸表の小計との間の調整表に現地会計基準との基準差異が含まれ、作成が煩雑になるとともに、利用者に有用な情報を提供するとは考えられないからである。今回の暫定決定では、ASBJの主張は明示的には取り込まれていない。しかしながら、IASB ボード会議の審議の中では「財務業績とは IFRS 会計基準に従って作成された情報を意味する」旨の発言があり、それに対する反対意見も出なかったことから、ASBJの主張は IASB ボード・メンバーの間で一定程度共有されているものと思われる。

8. 前項に記載のとおり、IASB の再審議の結果は必ずしも ASBJ の主張に沿ったものではない（特に、区分・小計）。しかし、ASBJ の主張が最終基準に取りこまれるように、粘り強く IASB ボード・メンバー及び IASB スタッフに対して意見発信を行っている（特に、MPM）。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー：分類及び測定

9. IASB は、2022 年に、2020 年から行ってきた IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）－分類及び測定の適用後レビューを完了した。
10. 2023 年 3 月に IASB は、適用後レビューの結果、できるだけ早く対応することが必要なものと評価された事項、及び即時に対応するほど優先度は高くないが、単一の公開草案に含めることが効率的と判断された事項に関する以下の IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」における要求事項及び設例の修正又は追加を提案する公開草案「金融商品の分類及び測定の修正（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」を公表した。
 - (1) 電子送金で決済される金融負債の認識の中止：金融資産又は金融負債の認識及び認識の中止を行う際に企業は決済日会計を適用することを要求される旨を明確化すると共に、所定の要件が満たす電子送金システムにより決済される金融負債の認識の中止を決済日前に行うことを認める新たな要求事項を開発する。
 - (2) 金融資産の分類一次のものを含む金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する適用指針を明確化する。
 - ① 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融資産（例えば、ESG 連動要素を含んだ金融資産）
 - ② ノンリコース要素を有する金融資産

- ③ 契約上リンクしている金融商品である金融資産
 - (3) 開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資
 - (4) 上記(2)①に関連する開示—契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件
11. 企業会計基準委員会では当該公開草案に対するコメントを検討しており、FVOCI オプションを適用する資本性金融資産に関して純損益へのリサイクリングが提案されなかったことを遺憾に思っていることを伝えるとともに、近年、ESG 連動要素が組み込まれた新たな種類の金融商品が増加していることに対応して前項(2)の明確化が行われていることを支持する意見を伝える予定である。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー：減損

12. IASB は、2023 年 5 月 30 日に、IFRS 第 9 号—減損の適用後レビューに関する情報要請を公表した。コメント期限は 2023 年 9 月 27 日までとされている。

IFRS 第 15 号の適用後レビュー

13. IASB は、2021 年 11 月に IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)の適用後レビューを 2022 年後半から開始している。次のフェーズである利害関係者に対する情報要請については、2023 年 6 月 29 日に公表されている。コメント期限は 2023 年 10 月 27 日までとされている。

国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号の修正案への対応

14. IASB は、2023 年 11 月の IASB ボード会議において、第 2 の柱モデルルールが IAS 第 12 号「法人所得税」を適用する企業の法人所得税の会計処理に与える可能性のある影響について議論を行い、2023 年 1 月に公開草案「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール (IAS 第 12 号の修正案)」を公表した。
15. 当該公開草案は、第 2 の柱モデルルールの間近に迫った適用から生じる繰延税金の会計処理からの一時的な救済措置を提供することを目的とし、第 2 の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金の会計処理に対する一時的な例外と、影響を受ける企業に対しての的を絞った開示要求を提案してい

る。

16. ASBJ では、2022 年 12 月から公開草案に対するコメント・レターの文案について審議を行い、2023 年 3 月にコメント・レターを提出している。ASBJ は、当該コメント・レターにおいて、2023 年 3 月末に事業年度の末日又は期中財務報告書の報告期間の末日を迎える我が国の IFRS 適用企業の決算に向けた対応について最も懸念するとし、一時的な例外を導入するための IAS 第 12 号の修正の早急な最終基準化が最も重要な問題であるとしている。
17. IASB は、2023 年 4 月に臨時の IASB ボード会議を開催し、フィードバックについて検討を行った上でプロジェクトの進め方と最終確定する提案について審議を行った。この結果、IASB は、修正を再公開せず最終確定することとし、2023 年 5 月 23 日に「国際的な税制改革－第 2 の柱モデルルール（IAS 第 12 号の修正）」を公表した。

国際会議への参加等

18. 第 47 回企業会計基準諮問会議の後、以下の国際会議の参加等を行っている。

2023 年 3 月 9 日	多国間ネットワーク会議（日本、米国、カナダ、英国、ドイツ）	ウェブ会議
2023 年 3 月 27 日・28 日	ASAF 会議	対面会議
2023 年 3 月 29 日	英国エンドースメント審議会（UKEB）との会合	対面会議
2023 年 3 月 30 日・31 日	エフラグ（EFRAG）との会合	対面会議
2023 年 4 月 17 日	FASB との定期協議	対面会議
2023 年 4 月 19 日－20 日	会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議	対面会議

以 上